

兵庫県公報

平成30年7月6日 金曜日 第3017号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	1
○ 道路の位置指定（建築指導課）	1
○ 平成16年兵庫県告示第780号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部 改正（同）	1
○ <u>平成17年兵庫県告示第34号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部 改正（同）</u>	6
公 告	
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（都市計画課）	9
○ 平成31年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修研修生の募集（公園緑地課）	10
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	11

告 示

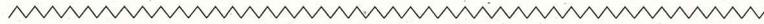
兵庫県告示第649号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定する区域
川西市火打1丁目8番外20筆
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第650号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成30年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H29但馬位置 0008号	30.6.22	豊岡市九日市上町字末松419番1の一部	5.00	60.81



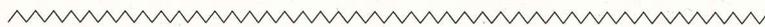
兵庫県告示第651号

平成16年兵庫県告示第780号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

平成30年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

西治地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町西治字上代及び字中荘の全部並びに字南荘、字片山、字平山、字宮ノ下、字志水田、字五反畑ケ、字北川、字上荘、字田中、字下代ノ上ミ、字下代ノ下モ、字南谷、字北ノ岡、字畑ケ田、字中村、字北野添、字下野添、字赤坂、字宗四郎谷、字三味谷、字数叶ノ西、字数叶ノ東、字東新田、字中新田及び字下新田の各一部並びに福田字宮前の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成30年7月6日)
	神崎郡福崎町西治字中新田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
西治地区 条例別表第3の9 の項	神崎郡福崎町西治字東新田及び字市川端の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項及び8の項に規定する建築物	平成30年7月6日
高橋地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町高橋字西竹ノ下及び字南谷の全部並びに字東竹ノ下、字笠目、字中尾、字橋ノ本、字北山城、字山城、字大畑ケ、字上ノ山、字峠、字北山ノ上及び字細谷の各一部並びに西治字桑谷東、字操谷及び字拝尾の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成28年11月1日)



兵庫県告示第652号

平成17年兵庫県告示第34号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

平成30年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

表（稲美町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。

表（稲美町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日
加古鉄工団地地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町加古字北新田北及び字北新田東の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3の5の項に規定する建築物及び旧条例別表第3の7の項に規定する工場	平成17年1月11日

下草谷西地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町下草谷字焼ケ谷及び 字西大道の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
下草谷西地区 条例別表第3の6 の項	同 上	旧条例別表第3の8の 項に規定する施設	平成17年1月11日
下草谷中地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町下草谷字西北野の一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
下草谷中地区 条例別表第3の7 の項	同 上	旧条例別表第3の9の 項に規定する建築物	平成17年1月11日
下草谷東地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町下草谷字東北野の一 部及び草谷字相野の一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
下草谷東地区 条例別表第3の7 の項	同 上	旧条例別表第3の9の 項に規定する建築物	平成17年1月11日
草谷北地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町草谷字相野の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
十七丁北地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町岡字拾七町の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
十七丁北地区 条例別表第3の6 の項	同 上	旧条例別表第3の8の 項に規定する施設	平成17年1月11日
十七丁北地区 条例別表第3の7 の項	同 上	旧条例別表第3の9の 項に規定する建築物	平成17年1月11日
池ノ内南地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町加古字池ノ内中及び 字池ノ内南の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
池ノ内南地区 条例別表第3の7 の項	同 上	旧条例別表第3の9の 項に規定する建築物	平成17年1月11日

向山地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町中村字田井中、字西山、字松ヶ鼻、字向、字池ノ跡、字真谷及び字向岡の各一部並びに中一色字鈍々岡の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成21年11月13日
	加古郡稲美町中村字田井中、字西山、字向、字池ノ跡、字真谷及び字向岡の各一部並びに中一色字鈍々岡の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
	加古郡稲美町中村字真谷及び字松ヶ鼻の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	
下野谷地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町野谷字中割、字南中岡、字寅新田及び字南岡の各一部並びに野寺字東岡及び字穴澤の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年1月13日
	加古郡稲美町野谷字中割、字南中岡及び字寅新田の各一部並びに野寺字東岡の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
	加古郡稲美町野谷字寅新田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	
高菌地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町蛸草字北條、字高菌及び字下條の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年7月27日
	加古郡稲美町蛸草字北條及び字高菌の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
	加古郡稲美町蛸草字北條、字高菌及び字下條の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	
高菌地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町蛸草字北條の一部及び野寺字下南岡の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成24年7月27日
野寺地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町野寺字北條、字西谷、字中山、字中條、字西條、字石原、字鬼河原谷、字南谷、字下南岡、字上南岡、字野畑及び字出晴の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成28年6月17日
	加古郡稲美町野寺字北條、字中山、字中條、字西條、字鬼河原谷及び字下南岡の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	

中一色地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町中一色字青ノ井、字新改、字下向、字堂ノ上、字宮ノ上、字宮ノ端、字水田、字宮前、字大坪、字焼田、字田中、字青ノ上及び字青の井の各一部、中村字西山の一部並びに北山字見谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成28年6月17日
	加古郡稲美町中一色字下向、字大坪、字宮ノ端、字田中、字新改及び字焼田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
幸竹地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町幸竹字丸岡、字宮ノ本、字小谷、字札ノ辻、字池ノ下、字家荒、字小店前、字南谷及び字廣ケ澤の各一部、和田字平見、字浦山、字高岡及び字越の各一部、中村字道間の一部並びに森安字山田西谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成28年6月17日
	加古郡稲美町幸竹字丸岡及び字池ノ下の各一部、和田字平見及び字高岡の各一部、中村字道間の一部並びに森安字山田西谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	
和田地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町和田字大西、字平見、字浦山、字備後割、字高岡、字越、字新池、字東山、字鳥ハミ、字今池沢、字池下及び字雁黒の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成30年7月6日
	加古郡稲美町和田字越、字高岡、字鳥ハミ及び字池下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
	加古郡稲美町和田字大西、字池下及び字雁黒の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	

公 告

大規模小売店舗の廃止に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成30年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 エーコープ和田山店
 所在地 朝来市和田山町枚田字キシノ下922-1ほか
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計